

接続料の算定等に関する研究会（第92回） ご説明資料 － トラヒックポンピング関連 －

2025年1月27日
ソフトバンク株式会社

当社の取り組み

トラヒック・ポンピングを抑止すべく、自主的な取り組みを実施

かけ放題の制限

「定額オプション+」「準定額オプション+」提供条件書記載抜粋

■本サービスのご利用について

- 次の行為のいずれかに該当すると当社が認めた場合、適用されている料金プランから当社が指定する料金プランへの変更及び本サービスの解除をするとともに、お客さまのお申し込みによる他の料金プランへの変更及び本サービスへの再加入を一定期間制限します。この場合、あらかじめ料金プランを変更する日及び変更する料金プラン並びに本サービスを解除する日を契約者に通知します。
 - ・ 契約者が行う通信について契約者以外の者の用に供され、それが業として行われるもの又は他人の通信を媒介するもの。
 - ・ 契約者が行う通信について、特定の協定事業者に係る電気通信設備に対し、一方的な発信又は機械的な発信により、一定時間内に長時間又は多数の通信を一定期間継続するもの。
 - ・ 契約者が行う通信について、通信による直接収入を得る目的で利用するなど、通話以外の目的で利用するもの。

※「定額オプション+」「準定額オプション+」提供条件書

https://www.softbank.jp/mobile/set/common/pdf/legal/spguide/price_plan/tsuwakihon-plan-options-plus.pdf

- ◆ 提供条件に抵触した場合、事前通知の上、**従量課金に切り替え**
- ◆ 月次の事業者間精算業務において**特異なトラヒックの有無等を確認**

全固定事業者へのヒアリング (2023年7月～8月)

質問事項

1

接続料の算定等に関する研究会（以下、研究会）において、音声接続に係る音声取引の中で接続料金とユーザ料金の格差を悪用し、大量の音声通話を発生させることによって不当に利益を上げようとする「トラヒック・ポンピング」という問題について議論が実施されてきました。（トラヒック・ポンピングの詳細は次ページ参照）

トラヒック・ポンピングは、接続料金を得る目的で大量の音声通話を発生させる行為であり、その接続料金を得る目的で着信インセンティブ契約が存在すると弊社は考えております。上記問題に対し、第73回研究会（2023年5月30日）にて、「いわゆる『着信インセンティブ契約』に関する電気通信事業法の適用についての考え方」が総務省より提示されました。（詳細次ページ）

弊社としては、当該考え方も踏まえ、トラヒック・ポンピングを助長する「着信インセンティブ契約」が存在する相互接続事業社には是正を求めていく考えです。

つきましては以下の点について、ご回答いただけますでしょうか。

【質問事項】

- ・ トラヒック・ポンピングを助長する着信

回答期限：2023年7月28日（金）

Confidential

【質問】

着信インセンティブ契約に対する考え

過去疑義のあった事業者の状況

現在のトラヒックは特筆すべき状況にない



※ 2024年11月を1とした当社モバイル着（時間）のグラフ

- **当社は以下の取り組みにより、トラヒック・ポンピング抑止に努めます**
 - 改正省令・ガイドライン※に則り対応
 - 現在の自主的な取り組みを継続
- **総務省殿におかれましても、電気通信市場の健全性確保のため、以下の取り組みをお願いいたします**
 - 今後の定期的な注視
 - 疑義が生じた場合の適宜のご相談

※ トラヒック・ポンピングの発生に係る着信インセンティブ契約に関する業務改善命令の適用に関するガイドライン